

改正消費税への実務対応

春畑税理士事務所
所長:春畑匠美

数年来先送りされてきた消費税10%への引上げと軽減税率制度が、いよいよ10月1日から導入されました。今回はその概要と実務対応について、確認を兼ねてお話しします。

1. 消費税軽減税率制度の概要

消費税10%への引上げに合わせて、低所得者に配慮する観点から軽減税率制度が実施されました。

軽減税率制度の実施に伴い、消費税等の税率が、軽減税率(8%)と標準税率(10%)の複数税率になりました。軽減税率制度は業種に関わらず、全ての事業者に影響があります。まずは、消費税軽減税率制度の対象品目の確認です。

対象品目は**飲食料品(酒類及び外食を除く)**と**新聞**の2つに大別されます。

(1) 対象となる飲食料品の範囲

対象となる飲食料品	飲食料品とは、食品表示法に規定する食品をいいます。「酒税法に規定する酒類」及び「外食サービス(2参照)」は除かれます。
一体資産の取扱い (飲食料品とその他の商品がセットのもの)	飲食料品と飲食料品以外の資産が一体となっているもの(一体資産)については、一体資産の販売価格(税抜)が 1万円以下 のもので、 その価額のうち食品に係る価額が3分の2以上を占めているとき に限り、全体を飲食料品として軽減税率の対象とされます(一体資産全体の価格のみが提示されている場合に限る) 例)おもちゃ付菓子、ティーカップと紅茶セットなど。

(2) 外食サービスの範囲

軽減税率適用 (「外食等」に当たらない)	【テイクアウト・持ち帰り・宅配】 <input type="checkbox"/> 牛丼屋・ハンバーガー店等のテイクアウト <input type="checkbox"/> そば屋の出前 <input type="checkbox"/> ピザの宅配 <input type="checkbox"/> 屋台での軽食(テーブル、椅子等の飲食設備がない場合) <input type="checkbox"/> 寿司屋のお土産 <input type="checkbox"/> コンビニ等の弁当・惣菜(飲食設備がある場合には、顧客に対して飲食設備での飲食か、持ち帰りか的意思確認をするなどして、軽減税率の適用対象となるかを判定する) <input type="checkbox"/> 有料老人ホームでの飲食料品の提供や学校給食等
標準税率適用 (「外食等」に当たる)	【外食・ケータリング】 <input type="checkbox"/> 牛丼屋・ハンバーガー店等での店内飲食 <input type="checkbox"/> フードコートでの飲食 <input type="checkbox"/> コンビニ等の、イートインコーナーでの飲食 例1) 顧客へ意思確認により、イートインコーナーで飲食させるものとして提供された食品 例2) トレイに載せて座席まで運ばれる、返却の必要がある食器に盛られた食品 <input type="checkbox"/> ケータリング・出張料理等

(3) 対象となる新聞の範囲

定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞(一定の題号を用い、政治、経済、社会、文化等に関する一般社会的事実を掲載するもの)が対象となります。

したがって、コンビニ等で販売される新聞は週2回以上の定期購読ではないため10%となります。またインターネットを通じて配信する電子版の新聞は「新聞の譲渡」に該当せず「役務の提供」となるため、10%となります。

2. 軽減税率制度導入に伴う請求書の様式の変更

2つの消費税を把握するために、請求書の様式の変更が必要になります。2019年10月1日から2023年9月30日までは「**区分記載請求書等保存方式**」、2023年10月1日からは「**適格請求書等(インボイス)保存方式**」が実施されます。

3つの請求書の記載事項の違い

請求書の様式	従来の請求書	区分記載請求書	適格請求書(インボイス)
記載項目	①発行者の氏名または名称 ②取引年月日 ③取引内容 ④取引金額 ⑤交付を受ける者の氏名または名称	従来の請求書に加え⑥⑦ ⑥軽減税率の対象品目である旨 (「※」印等をつけることにより明記) ⑦税率ごとに合計した対価の額(税込)	区分記載請求書に加え⑧⑨ ⑧事業者番号 ⑨税率ごとの消費税額

(1) 区分記載請求書等保存方式

2023年9月30日までの区分記載請求書等保存方式の下では、新たに追加された2項目の記載がない場合、請求書等の交付を受けた事業者がその取引の事実に基づいて、これらの項目を追記し、保存することで仕入税額控除を行うことが認められます。なお、事業者による追記や修正は他の項目については認められません。

(2) 適格請求書等(インボイス)保存方式

2023年10月1日以降は、原則、課税事業者の仕入税額控除には、軽減税率対象品目の有無にかかわらず「適格請求書等(インボイス)」が必要となります。インボイスは課税事業者のみが発行できるため、インボイスが発行できない免税事業者は、課税事業者から取引を避けられ、将来的に課税事業者になる選択を迫られる可能性があります。

なお、「適格請求書等(インボイス)導入後、一定期間(注1)は免税事業者等からの課税仕入れについても、一定の事項が記載された帳簿及び請求書等を保存している場合には、仕入税額控除が可能となります。

(注1) 2023年10月1日~2026年9月30日に行った仕入税額控除は仕入税額の80%

2026年10月1日~2029年9月30日に行った仕入税額控除は仕入税額の50%

3. 軽減税率制度実施後の税額計算の特例(経過措置)

軽減税率制度実施後も消費税額の計算方法は従来と変わりませんが、消費税率が複数税率となることから、売上と仕入を税率ごとに区分して計算を行う必要があります。

ただし、2019年10月1日から一定期間、売上または仕入を税率ごとに区分することが困難な中小事業者(基準期間における課税売上高が5,000万円以下の事業者)に対し、売上税額または仕入税額の計算について、特例措置が設けられています。

(売上を税率ごとに区分することが困難な中小事業者)

2019年10月1日から2023年9月30日までの期間において、売上の一定割合を、軽減税率対象品目の売上として税額計算することができます。

一定の割合とは

NO.	対象者	割合
①	仕入を管理できる卸売、小売業を営む中小事業者 (仕入れた商品をそのまま販売) ※簡易課税制度適用事業者を除く	【小売等軽減仕入割合】 卸売業に係る課税仕入総額に占める軽減税率対象品目に係る仕入金額の割合
②	①以外の中小事業者(仕入れた商品を加工して販売する場合、あるいは仕入れの区分経理ができない事業者)	【軽減売上割合】 通常の連続する10営業日の課税売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合
③	①・②の計算が困難な中小事業者 ※主として軽減税率対象品目の販売を行う事業者が対象	$\frac{50}{100}$

(仕入を税率ごとに区分することが困難な中小事業者)

①仕入の一定割合を、軽減税率対象品目の仕入として税額計算することができます。

(2019年10月1日から2020年9月30日の属する課税期間の末日までの期間)

一定の割合=**【小売等軽減売上割合】** (課税売上総額に占める軽減税率対象品目に係る売上金額の割合)

(注1) 簡易課税制度を適用しない中小事業者に限ります

(注2) 売上を税率ごとに管理できず、**【軽減売上割合】**の特例を使用した場合は、その使用した**【軽減売上割合】**を**【小売等軽減売上割合】**とみなします

②簡易課税制度の届出の特例

①の特例を適用しない(仕入を税率ごとに管理できない)中小事業者は、簡易課税制度を適用しようとする課税期間中に消費税簡易課税制度選択届出書を提出し、同制度を適用することが可能です。(2019年10月1日から2020年9月30日までの日を含む課税期間)

(まとめ)

今回の改正は、店内飲食やキャッシュレス決済のポイント還元等、制度の複雑さで多数の検討課題が含まれています。ご不明な点は税理士等にご相談ください。

●執筆:春畑税理士事務所 (監査部 監査一課 課長 城島 幸成)

▽所長 春畑匠美、平成元年九州北部税理士会登録/TKC全国会・医業会計システム研究会・社会福祉法人研究会・公益法人研究会所属/

MMPG・日本医業経営コンサルタント協会会員/関連会社:TACコンサルタンツ株式会社・福岡給与計算センター有限公司

▽医療福祉経営における「税務会計労務」の分野についてトータルで支援する総合事務所 〒811-1311 福岡市南区横手1丁目13-2 TEL 092-585-6865 FAX 092-585-6805